



1
2478
168



14
2978
168

百寮訓要抄

百官と云ふ天子に侍るる内中の徳官なり
と云はれ貞教とてあるわと云はれ也。百寮乃儀也
中侍也。又百寮乃儀也。儀
内裏と百教と云ふ百官は徳官なり。徳
者令條よの徳取乃官中なり。増城の事
は。百官はあよ入と云ふ。内侍。末代は徳
官の但しを教と云ふ。凡延喜之曆は徳官
を以らる。也。庸と云はれ。村上園難の後
重代はと云ふ。其れ堪否と云ふ。事は



りしきのゆゑ
のまじり
あまの
あまの
あまの

まの
あまの
あまの
あまの

先代改乃陵建の殿又上吉法官然きなり
終りまじりびくふなり今ハ職負今ハの
取れ官乃子細を書ゆる事申れを録くは官
内官とも系官とも申也徳園乃自さハ印官
わくとも申也系官除目ハ系申れ官然
縣乃小徳園乃官と何れ也

神祇官

神祇人々下れ御行と申時じ申官おひ
申八神あよんとの神達とゆひ申
申後ら申れ神祇官申事也是ハ申官申

伯^カ大常^カ從^カ下^カ

神祇人々下れ御行と申時じ申官おひ
申八神あよんとの神達とゆひ申
是ハ神祇乃くは任勝人神官以下の神事系
とゆひ申也昔ハ官家の人と是ハ一任と申古
く是ハ一任と申姓も然るぬ今ハ伯と申也
是ハ建の殿上人申ハ神祇官を申ハ申
申ハ大常と申也世も申ハ代も申ハ
是ハ王乃親あつり今ハ代乃王孫と申
只姓を始め申ハ清光乃家ハ申ハ

御家と申すは王孫乃由也

大副 大常大卿 權大副 少副 正六位上 權大副

從五下 以上神祇乃たつせよとて當時と下部中に在る

軍部と任と信社乃神主と任と任と任との此のれ

大納言 大納言

大納言 大常大卿 權大納言 大納言 權大納言

大史 以上同 大史 從五位上 權大史 大史 從五位上 權大史

大史 從五位上 權大史 大史 從五位上 權大史

以上は各々子細はかゝり

系

下官より入るは後にも次にもはけりゆら也後傳大納言
官中と任と信社乃神主と任と任と任との此のれ
とて是れ是れとて是れ是れとて是れ是れとて是れ是れ

大納言 曲事

大納言とて是れ是れとて是れ是れとて是れ是れとて是れ是れ

今れ官の應るは儀又大臣公卿政務と成

故とて人々皆大納言の役等也并大納言能

史を以て儀式官とて是れ大納言乃肉の官也

撰政 曲事

蘇氏れ長き弟一の人をよ補と接政よ二の儀
あり昔竟れ衆の政と接めせし事ありき。衆
乃焉よ又政と接めせし事ありし。諸國の政
接つらんよあれ先法乃接政也。本朝よも欽成
皇の時聖德太子れ接政せし事ありし。後
天子れあつてまこと接政と稱せし事ありし。接政
と稱せし事ありし。時國公且叔父よく
政と接政せし事ありし。あまた傳おもも尊乃極
之。時國公の接政せし事ありし。我朝よも忠仁公
和泉守れ和泉と貞觀の國公且の例ありし。

夫ト乃政と接政と云々ト一節ト下ニ接
接政と云々天子にひくくをせし事ありし。夫ト乃政
と接政と云々天子にひくくをせし事ありし。

開白

漢宣帝れ霍光とひくく天下の政と開白と
云々の節と云々一は職乃始也。本朝よも湯
の沛時を云々一昭宣と霍光の例ありし。と
開白の節と下ニ接政開白の節と云々天子
よ中ニ文書と先執柄ありしを合する。後よ奏開
と云々。方尔父の長者ありし。昔より家よ管領

承り也園白公人の位ありは殿と管領と家也
攝政の後よりうらむし攝政園白を殿下と号し
殿下と号する下ははらむくは侍も其人のり前殿
貴之由申付心也

正位

大政大臣 大相國

大御師

一人は所範一室海儀取ら園白治道を編し
陰陽とあしむ由令申を凡くしらむ終る王位の
才をくく人て天子然もけむる愚用乃人の
毎へは官も其人をけむる先と關いぬよ別殿乃
官と申也世官ハ昔大友皇子より始るなり

攝政園白は兼有也但執柄を移る人よりあ終る
大政大臣といのうむ事か。主上御元服の時
必執柄乃何る也加冠のため也凡人中執官也當
時 中院久我海門 三條坊門 園院 三條大寺 西園寺 西園寺
炊沸門をこれ一流の人々賢才ありは官をたぬ
たゆ人良の極官ありあり也

サタイジン
大政大臣 中院園院 長山と云ふ
口元寺と云ふ

よりわら弟一乃下らぬる大政官のうらむ
とせやくく名御治をたは御事も禁中の云々

一の上乃事わく新夏かち不露の町よ次乃大臣
大中納言も事わく侍事あく侍進是も中院
閑院乃事わく代の人々能あわく侍進是者を
文才か人々大臣お侍侍事あく中院大臣
系ハ侍進是も事わく侍進是の人々も侍進是乃事わ

侍進是

相嘗同元 右相府
右大臣 右僕射右府

侍進是侍事大臣よ事わく侍進是人々同事也
大臣侍進是侍進是侍進是も大臣の侍進是
又大臣の侍進是侍進是侍進是乃事わく侍進是

侍進是

相嘗同元
肉大臣 肉府
肉大臣 肉府

侍進是侍事大臣よ事わく侍進是人々同事也
大臣侍進是侍進是侍進是侍進是侍進是侍進是
今よ侍進是侍進是侍進是侍進是侍進是侍進是
これ外の大長と肉大臣とハ侍進是侍進是

正後三位 侍進是
大納言 侍進是
侍進是 侍進是

天子喉舌は官下下の侍進是とよハ侍進是の侍進是下
の侍進是又侍進是侍進是侍進是侍進是侍進是侍進是
侍進是侍進是侍進是侍進是侍進是侍進是侍進是

しつ。次第おぼろしくぬく。當時も十人ありて、
参議より納言に数乃おぼろしく不可なり。代り
ぬけあり。執柄之家に人々曰。野。勸修寺も當時
ハ成。中。古。ま。て。ハ。統。太。史。乃。家。曰。野。勸。修。寺。も。當時。ハ。成。中。古。ま。て。ハ。統。太。史。乃。家。
野。法。家。何。も。と。果。る。と。お。ぼ。ろ。し。く。昇。進。在。あ。く。わ。れ
し。大。納。言。よ。か。う。し。と。皆。同。事。也。又。亞。相。と。ハ。大
臣。と。亞。て。公。の。と。初。め。今。も。奏。奏。中。納。言。ハ。大
子。子。物。と。申。儀。奏。乃。人。々。也。

後三位 侍即黃門
中納言 門下の中納言

はく。と。は。所。而。大。納。言。も。同。又。何。る。人。も。大。略。同。事。也。

中納言此中納言とハ只一人ありて、
し。ら。外。ハ。か。う。し。次。但。實。朝。の。者。大。臣。任。と。し。れ。る
ハ。別。の。條。也。と。事。れ。上。御。あ。ら。り。事。ハ。大。臣。と。し。り
中。納。言。之。是。と。し。て。ハ。一。中。納。言。ハ。際。り。時。
嘗。ハ。負。數。回。五。人。中。と。く。ま。う。か。と。次。才。了。行。な。ら。り
て。今。ハ。是。も。十。人。也。

位階不定歟
從四上
參議 相云

殊。よ。才。学。わ。り。仁。任。と。る。官。位。陣。の。座。あ。く。物。と。し
之。次。筆。と。し。て。は。為。文。才。那。く。ま。ハ。但。と。ら。り。也。

是の昔より八人當時も子細なり八座と申すは
 宰相中納言と大納言と少納言と中納言と少納言と
 乃と申す申すは大納言の儀中納言の儀少納言の儀
 各後より執柄を執りて名家人として侍仕せしめ
 是も大辨尚書
 是も大納言の儀中納言の儀少納言の儀
 人々殊執を執りて重代の人々侍仕せしめ
 是も大納言の儀中納言の儀少納言の儀
 人々殊執を執りて重代の人々侍仕せしめ
 是も大納言の儀中納言の儀少納言の儀
 人々殊執を執りて重代の人々侍仕せしめ

是も大辨尚書
 大善

正五上
 是も大辨尚書
 中善

是も大辨と申すは重代の人々侍仕せしめ
 是も大納言の儀中納言の儀少納言の儀
 人々殊執を執りて重代の人々侍仕せしめ
 是も大納言の儀中納言の儀少納言の儀
 人々殊執を執りて重代の人々侍仕せしめ
 是も大納言の儀中納言の儀少納言の儀
 人々殊執を執りて重代の人々侍仕せしめ
 是も大納言の儀中納言の儀少納言の儀
 人々殊執を執りて重代の人々侍仕せしめ
 是も大納言の儀中納言の儀少納言の儀
 人々殊執を執りて重代の人々侍仕せしめ

正五下
 是も大辨尚書
 大善

從五下
少納言 後事申

スナヘモモスツキ

令一は二人方り詔勅宣下時とありとほつことり
名家此人も儒者の家も雅も介りも是も儒代の
志任とて毎へ一取定たり仁を介りぬ。也少納

言ハ必得長を道官とて候也。

正六位
大納言 外史

法家中家も編也あつと首れ印記とて官務と申
と下れ文書をくり記とて先例とて人々へ下つ中
と事と奉り候とも家なりとていふ他人の事ぬ

官也者一り皇代乃仁中外ハ但し候りたり一介
記局一古今れ文書と候もあゆまはと下れ時
の職之三人有へ一或三人四人もあり

正七上
少印記 由三人

此の事と候所大略大印記と候家一法家中家

とて候也

正六位
大史 都史

第一乃史と官務とて是も文書部例をほり
とて候事印記と候も一官印記毎局ハ中御中
文書と候もむろあつて相違ハ候事皇代の者候

任之は他人を乞ふ補より事あり

^{同元} 元史 同元

^{正七上} 元史 同元少史

右少史物も官一職の如く任之

以上大臣以下各改官乃被差也

^{十五ノリニスルノ身} 中務省

勅び省ハ詔勅宣命を為し其宣旨紙詰り重

人思佐潜乃託ありし其下り

^{正七上} 郷

親王は任之は官少くおきハ臣下は任之は事あり

勅王は任之は時ハ關してあり

^{延五上} 大補 ^{中書侍郎} 二人 權一人

為上地下雲雲法天まおつるまゝく任之は首

之地下の徳人まなるとハ省乃補より任之は先途

よせし也今ハ任之は中書侍郎を思つて任之は

く無念れは之醫自臨あ道乃軍なりとも規換

りと任之は事ありしと代ありしは珍事なり

正丁より真めり

^{世五上} 少補

任之は任之は補より任之は事ありしは

スナキヤケ

殊八省中めくハ規模一々おまて其當時のわ
まわり小東落しゆり

後五侍後拾遺
八人

令一ハ八人ともんえり遺多るは似るひけり
相このふ官道公進乃家以て何之は回野勸院
寺儒あるといふハ次當時をそ較す也昔を
擬侍後とて常會よ衆り人とせられ也今
其官を

従六上
肉舍人 通事舍人
五人

是ハ常會よとせられ官道昔ハ武勇とて

くつ小肉舍人とは坂東の國へ遣されしと
今ハあつれ事も形も元服せしとてあまの
ゆふはくハ皆肉舍人也又下膳も肉舍人ハ成
り

肉記局

中務省被官之詔勅宣令下詔書ありこれおこめ
らるる也

大肉記
下肉史
二人

詔勅宣令とてく者ありおまハ代々儒者あり
おまを以て仁とてハ但てく形と和漢の文字

人となき所へ一今ハ傷家徳をまうとれ何れ也
柱下敷林とく百巻斗れ文あり是も内記のつ
くこと所取乃依宣とありのまは物也内記とハ
柱下と申也

七位
少内記云

此くこと所事大御記よ持りてとやと六位の下
少内記
の者大御記と乃常記毎記位と之大略地下れは位乃

職也

七位
監物局

官通とたむら也

大監物

官通マラニテ珍下使符飛環フニヒツの函フニヒツなるとれは紙持ると

為地下乃五位下れは乃官也とはと珠零珠零を
侍なりとも物なり也

太皇太后宮職

大御記
是と身一乃后ならは乃后妃乃少極乃人乞一
乃天子乃國母所祖母とく乃宿老の後をら

行ぬ也

從四下
大史長按監

是ハ其后宮小とて人一人一執柄も三家の人

く皆平氏人の中にも侍らる事也亦之乃内儀管領
之侍也其御大納言之御下也

權大史 二人

是之史史小侍也中納言之儀儀之此位也

大史以下之御下也

後五下
亮 内掌侍

四位の及上人乃がら也公家之御下也皆御下

阿多一人

權亮 長五下
一人

大進 一人

名家は五位人にて是より位を四位より叙すは時ハ是
と云り

權大進 大進より下

次進 長五下

以下は五位人にて是より位を

權大進 大進より下

凡そ御下之御下也御下之御下也御下之御下也

乃らり御下也御下也御下也御下也御下也御下也

御下也御下也御下也御下也御下也御下也

大舎人 寮
寮ト云リ

宣直乃事をつらうに由念よりえり節會
乃時徳つとめぬより大舍人乃侍也幼者の時
之津總より此事となむと

頭 ^{カニ}
官圍令
一人

四位以下地下に書置陰道とと皆是より
此位よりはと

權助

右寮より舉ぐり侍ははと侍ははと侍ははと
右寮の素より

圖書寮 ^{ツシヨ}
ツシヨ

経籍圖書此事佛像安筆の事乃事と侍
くくく侍は今も宿屋紙よりい寮より侍と
侍ら

頭 ^{カニ}
秘書郎

地下の四位五位是より侍と醫監陰道か
侍ははと

助 ^{スケ}
五位六位是より侍

内苑寮 ^{クラシ}
クラシ

金銀珠玉綿綾と侍と侍と侍と侍と侍と
侍と侍と侍と侍と侍と侍と侍と侍と侍と

頭カニ 倉部序

丁位四位の殿上人是は但人一人天子の御膳と
申すは是の人なれば傳へ給ふも是の人を但
人として誅し人とならば御膳之

權頭

池下此五位是は但人昔は是の人なれば是の人
但人として誅し人とならば御膳之

助

是も地下此五位六位今は御膳の不及也

權助 是も

縫殿寮

スイトリシヤ

衣服と多ら縫事と行はるる也

頭

裳奉

扱庭一人權无

地下此五位は是は但人

助

是も今下是乃軍行也

控助

是も

陰陽寮

了文曆風雲此氣候々々御膳之也是も是も是も

由よとらは御膳寮とて是も司天乃寮公毎朝見也

伺ふ是も司天其也

頭 司天監
一人權无

法陽道乃車次最安倍乃ぬあす一の志きし任
と文他人乃任とぬ官也任文名譽を主氏とあつりは

助 長七上
是も法陽道の掌任也

控助 長七下
はる

當道乃掌任なり可然仁是より任也

控法陽博士 同前

法陽師 大上師 長七上

曆博士 コヨミノ 長七下 司曆

あつりんとはるる掌任と用と任と任と

權曆博士 子細同前

天文博士 司天

司天中一乃者是より任と密奏れ宣旨とて變
異とつらひ奏聞とつりつらの宣旨を奉る

控天文博士

是も當りれ中らちの任と掌任也

漏刻博士 ロウコクノハカセ 長七下 司辰

是ハ漏刻はつらひと書晝夜乃時と伺也漏水の
うつらと海をわつらつて時をあらわしつらつて御し

權漏刻博士 子細同前

内匠寮 少府卿を伴事と云く

頭 中尚令
一人 権无

是も以下に五位醫官陰道等と但し之今ハ造物
を治るといふなりや

助 六位以下是より但し

式部省 属 九 吏部 李 郭 春 官

内外乃文官其事と云く之乃吏部を武官と云
く所々々式部ハ文官と云く之乃選叙と云く
者ハ人中心と云く官職と云く之乃
之乃其省と云く先試らるる者ハ之乃

之の除目と云く徳園乃史生を以て任すと云く
凡天下に大事と云く之乃省也

卿 吏部二人

第一の親王是より但し之乃人臣ハ任すと云く
之乃親王も省也乃人極官也

大輔 正五下 二人

儒家の人忠弟一乃侍續と云く但し之乃一殊也
人忠弟一乃儒家と云く之乃侍也

權大輔

是も可成儒者任すと云く

女メ猶ユ一人ハ是も儒道の人任トく
ハカセ 是も儒道の人任トく
ハカセ 是も儒道の人任トく

大オ憲コ二人

此下ココの位イて猶ユその是シは位イ六位ロク就ス人の急キウ官カン任ト

稱ショウの事コト也

女メ憲コ録ロク小コ回クワイ也

大オ學ガク子シ寮シヤウ

い寮シヤウよハ先マ聖セイ先セン師シ乃ハ以ヨリ新ニ新ニ乃ハ廊ロウ堂ドウとモ也
徳トク國クニよりシてハいハなハらハるル學ガクのノ是シハ急キウ官カン任トくハ畫エ
新ニ學ガクのノ文モンをシてハ是シ寮シヤウのノ儀ギとモわカるル也ハ燧クワイ燭ロク料リウ

とくトク學ガクのノ意イ乃ハ燈トウとモ猶ユとモ極キョクとモ畫エ新ニ也ハ
とくトク學ガクのノ意イ乃ハ燈トウとモ猶ユとモ極キョクとモ畫エ新ニ也ハ

是シ今イマハカくハ稱ショウのノ事コト也ハ乃ハ以ヨリわカるル也ハ

頭カウ助シュ 祭酒人権无国子祭酒
正六下允大小七位属大

儒道ニウドウ乃ハ車道シャドウ小コ進シンとモ名ナ考コウのノ者モノ是シは任トく

文章モンブツ博士ハカセ

是も儒者ニウシャハ先マ途ト乃ハ官カン也ハ錄ロクとモ名ナとモわカるル也ハ

二人ニヒトあり

博士ハカセ 翰林ハンリン
一人大学博士

りリこコはハ大オ印イン記キ是シハ任トくハ經キヤウ乃ハ傳デン也ハ

孝行

助教 大学 二人

是も明經乃家所著の書と云ふは一人
也も和記乃孝行也

直傳 直學士二人 同家

明法博士 律學 正七下

法曹儒才の人是も和記乃家所著の書と云ふは一人
一 律令格式を著するは是と云ふ曹と云ふ也

算博士 寮算儒 二人

算道と云ふは孝行也

かり算此道ハ易なり也當時吾家孝行也

和記

孝行

孝行著る事と云ふこと由令一也今も孝行也
の六位の和記と云ふは孝行也

書博士 正八下

和記を著る事と云ふこと由令一也今も孝行也
の和記と云ふは孝行也

已上記傳 南家菅原氏の 明經 中家法政氏和記本經と 儒也史書と和記也

法曹道志乃孝行律令と相傳と

治部省

ヲサカレ

之為くの祥瑞を云々星介とのあつの上瑞
中瑞とくわりの五位以上婚姻の事とけり
継嗣キツルとけり人との仔細を治部式よる
之為くの儒儀の事とけり人との九朝家の人
との事なり

西下

卿礼部

三位以上は之の位より貴ハ殊る
納之るとの後ハ但し規撫の官也
位之と之位より名家の人とけり

大捕

五位以上は之の位より貴ハ殊る
人々位より乃ち位也今ハ是も更なる
權大捕一人

是も名家の人とけり

女捕五人

子細目大捕を女捕は海より
よるものなり

極小録

三四回名家の人地下の法をまもる

但し

雅楽寮

欽桑此事を記すに男女此樂人等被を
るゝのい寮して極むせし

頭 大樂令一人控无

記人史醫官法每道乃者も是也

助 協律一人控无

地下此六位は位米か指乃職を先祖也
多る此執する事らんわらん勝者

去書

佛寺僧尼乃事とつる也又唐人の身綱

とる紙らんひく言書とハ毒容乃事らん

唐人とハ毒書とハ也鴉臘館とて唐人の

はくおもひ取よま

頭 地下此記人史法道の事也

助 一人控无

諸陵寮

久みれ山凌とつる也凡喪葬因礼と
くことら首らん大皇の代への御墓紙を

及五位五位地下人々之位も名家儒道
人々皆是母位と八省の補何も因事られも
人乃故に執一法き一方極侍事八其極こ
中終る事あり

權大補

五位五位名家法家皆是ふ位も人

少補 五人

及地下五位是下位と同前

權少補

是も因事正しり極を次介らるるありわ終るも

そまの處上人ありとも只ねる一ある極小位も
八省の補皆あひさ終るも申侍る極よむり地下
の位大吏の極友あり侍り也當時を零る極も

カスヘ
主計寮 カスヘ

德國の年貢雜物とわらへたりしり一令りたる

長五下
頭 一人

地下五位六位官外記軍皆是よ位と德國乃
雜物とらり極る極かれは算師とらふものと
二乃被官ふをささく算とらる極る也真の

為事也

助入

比下の地位を以て何れと云ふは官印記法及乃章
なくとも何れ也

權助 子細目録

主税寮

是も倉廩諸國の年貢乃事と云ふは
炊寮に納金と云ふは此寮よりかき入る
為也

頭 倉部

是も官印記法道の事何れと主計寮より
主計主税と二寮よりく首八温徳より
助 子細目録主計助より

權助 同前

兵部省

内外の武官と云ふは先んちも
乃内文官其事と云ふは皆武部者
と云ふ者成放と云ふは兵部武具と云ふ者
乃後乃役也又城を築く海と云ふは
乃役也

御 兵部入

親王も任と又納言と可成るも任る也是も
御父親王の官ありあまの御心執り行なり
出官の事と成なり織之由事とも又將軍の
の任よま裁きしる門さりるる分り一兵戎官乃
るみ張なり行りるるり明り

大輔

五位五位名家流家皆乞し任と自餘の八省
同

權大輔 子酒同前

少輔 子酒同前

權少輔 同

權人司

百官此名權執事と行りるる分りし合ふる也又
行り別るるもつるもつる

正 布 謹

五位六位乞し任と行りるる人若執事と成織之地下
のまれ行りるる乞し任と

佑 地下の六位乞し任と

權佑 令史 行り

刑部省

多クハセタケル

人々を科條を以てて之を獄に囚ふ事ありと汝
法一多ク也といふ義あり

卿 刑部

三位の人置は位と名家儒家とに任事也
大補

八省の補何も之は源氏同し事也
權大補

少補

權大補 何も補也

大判事

コトイフ人ルツガサ

人々の罪名を判りて之を獄に今も於此遠使乃
一乃者此乃軍師の官也此人を任事し
人を以てて之を任事す

少判事 刑部

是も於此遠使道志の軍師也

囚獄司

ヒトヤ

是ハ獄門の事也此ハ名も亦若し
しるしありて之を人乃任事す事あり
きはあらしむ

正カミ 初官一人

大蔵省キムクラクシヤウ

徳園の系録金銀珠玉一海つ雜物と稱す

天子の御衣

卿ウヂノ 大府卿

三位三位名家儒家以下等もよほし

天下の雜物をなみの官もあつた

あつたや今もあつた事らひ

ゆゑ

大捕

さびしき八省乃捕を同率也他は捕を
いふ金執ゆゑ

權大捕

女捕

控少捕 皆なり

織部司オリベトシ

あつたも後羅風情と織部司織や線も

もうむる織つとつた大官あつた

後取也

心カミ 織部

以下の五位是れより官印記乃者也

佐セウ

授佐 子細皆同

官内者

徳國乃雜物官田沖膳格乃事とつと

卿一人

三位の名家徳家は一人位

大捕

子細と小凡由大義文内とつと

ゆゑなり

授大物

少物

授大物 皆なり

大膳職ラカシキ

徳國の雜物沖膳とつと此合膳とつと

今も朝廷乃礼よ大まふ御食膳とつと

よりゆ法とつと也志のりは子とつと菓なり

もい者なりはなり

大吏人

五位五位ありは家はも徳寺の成なり官

口獄のたまはるゝは久松左右京修理也地下一
法天をうゝこの殊執一は也

亮六位色よ位と權左史地下四位五位色り位

權亮六位下位也

[△]木工寮

及多々ノツヤ
本位乃事とほつこゝは料材をむゝあま

官類と今も肉裏下の清修理也造作之れ

ひ寮の仕立也

頭

五位五位是よ位と持中の清修理也下位也

の仁をる人責る代と其愚と多しはあま
名計あまあまかゝ次寮類と知りそり仁の
を心也徳大史是よ位とて他人ととの執り
官よハわら壽

権以

是も五位乃徳大史徳大史の若位もあま
とん

助 六位色り位也

権助 ねり

大工

権大工

小工

権中工

是皆妻匠乃名及び織細工取次奉行と云間
いそぎをうけと云又美師と云物を我れ負
教をうけぬんを云也

^{キホイレシ}大炊寮

徳圃の米穀毎小徳圃乃食料を納むる所
也後之桑院大炊寮の庄輪田と云徳圃の
と云神今も禁中此第一乃要所也

頭

五位五位法道の志具一は位と云此を
相傳一と云の志具也古稱回ると云
間扇扇の記ると云の志具也今も
権中工の記ると云

助 五位是より位と

権助 中工

^{トモシ}主殿寮

禁中殿庭掃除と云松は炭燦と云
と云

頭

地下五位是は但として官務をとり任る也

助 六位是より任る也

控助 七位

典藥寮
テシヤクシヤ
クスリノツカサ

を治るは業紙おさめしむる也い寮は菜園あり
菜園拘犯の園あり乳牛の牧とくあり乳を
とらんきよめ又井ありを治るは業紙菜園
小うくは井ありありの佃とくは皮肉は
皆りやうはありし業紙を真あるもや

頭

第一乃醫師司薬の位者也是は但として常道の
極な也殊名譽乃輩とありて一凡國家
に急用とありて事ハ多文武醫乃との道
也人者命成とくは職あり候り其人と稱す

助

五位以下是は但として醫師の和は他人とく

控助

是は尚道乃とのかふ位は位六位の輩も同也

醫師

六位是より侍凡張守府左右侍府左右侍
府左右侍も皆醫師を以てし侍人中心病を
療せんうたぬ也

イハカサ
久スシツカサ
段博士

當道の四位五位皆是よりなり

ニシカセ
權醫師博士 ねり

ニシカセ
針博士

四位五位是にたりも針を以てし侍人なり

指針博士 ねり

ニイ
キナドクシ
侍段

當道乃可純四位是より侍と教人より

權侍醫 ねり

女醫博士

是當道の軍を以てし女に療養を以てし侍

カモシ
カモシ
指女段博士 ねり

カモシ
カモシ
掃部寮

比寮を以てし侍の御寮を以てし侍奉り侍

頭 酒掃署

侍道は四位五位是より侍とを以てし侍

當道は侍の御寮を以てし侍の事と侍の事なり

右京の東に大内乃東に多田宅名籍年貢い
下惣しくひ来乃るものつらうや

大ま

右に地下の位是は任と名家儒法道乃
寄皆乞は任家凡回穢乃大まを執とつ穢穢
少く徳大事の極方なきたるいなりともか少く
してあまのともと年いぬものより零落とり

權、大、五位五位も小なる

亮、五位の下も何の

亮、何の

東市司

右にイェウツガヤ

東京乃常此事と云長領とる也財實より川の
雜物と買賣とせ六偽をさるは下也今より
よあまの司領ありや

五位以下も任を市此事とつらう

佐、六位以下何の

控、佐、何の

右京職

大内乃西の系此事や乞又酒乃系れる成法と
しる事右京職とつらう

脚 以下め位は位是よりなり

權助 ねり

カキキミノカサ
正親司

皇親乃名籍の事を流くさばり合ふんえ
きり皇親とい天子の流さるはまかす紙甲
やまは此事をなめは事なり

カキ
正 宗正卿人

以下れ五位是より位とさる人執とぬや

佐 五位是よりなり

カキ
内膳司

天子の流御事なりは事なりは膳部なりと
申取同事や昔は内膳乃御飯なりて主
上乃きりなりぬるや凡そ流くは御膳の具
といぬるなり

カキ
正 五位是よりなり

カミ
奉膳

是乃流くは事なりは事なりは膳部なりと

カミ
典膳 五位是よりなり

カキ
造酒司

酒と作る穢也酒座をわたり酒壺と奉りたり
亦たらるの酒法濁又醴酒とて一類乃同は造
作らる成下り人衆とて皆酒司よを作り
てらる流や

正

記道の五位五位是は位と今ハ如記中
相傳しと作る也酒乃裸役とてあり

依 六位かり也

控依 位なり

来女司

諸國より参るとは来女司此下より
中ハ國々より可成美女とて参るは
参りては御膳所へ参りては御女房也
古今集あり平らり人なりと云ふ
は御一

正

醫者法女道乃中是ハ位なり

依 六位下是ハ位なり

禮依 同

モトノ
水司

徳國の水家法はさとり饅粥をつくることより
令にんをそらりと徳國乃水家と管領しと
夏乃水と名は

心

徳道の事是より何とと名を印記なり、信る也

佐

檀依同

彈正基

是世間乃風俗と書法又北遠の事とたすい

月の持北遠使乃廳とて、檀乃西也音ハ彈

正系中の持めと約也中は之持北遠使乃
るよ明らり

形

親王是より何とと名又大納言のて人き

大弼

何とと名の人ともなり官也その執り方也

女弼 同上

總之、此位是よりなり

京職

右京と云ハ大内ノ東ハ系也田宅名籍年貢ハ
ト也ト云ハ系乃云ト云ト云ト云

大ま

處上地下ノ位是ノ位ト云家儒法道乃
嘗皆是ノ位凡回祿乃大まを執ト云
少く徳大吏の扱方云云凡者ハ云々ト云
ト云云云云云云云云云云云云云云

權カキ大ま 五位五位も小なる

亮スゲ 五位下もはゆる

権亮 権亮

東市司イナシ

右シイシヤシヤ

東京乃市其事ト云長領ト云也財寶ト云ハ
雜物ト買賣ト云ハ偽を云々ト云云云云云
云々云々の目録あり云

心カミ 五位下もはゆる市其事ト云云云云

依セツ 六位下ト云云

控依 権亮

右京職

大内乃西の系其事ト云云乃云云乃云云
ト云云云云云云云云云云云云云云

大吏 同上

控筆 同上

亮 同上

控笔 同上

西市司

西乃糸市也... 東市司小同

心 同上

依 同上

控笔 同上

東宮職

是ち東宮御坐の所也官内坐るべし所不可

傳カキ

執柄の大臣是より何と東宮を杖佐志意職

丁の中ハ殊執ち之務以圖自天段大臣各内大臣

皆急官より何と規模乃官也

學カリシ士ヨモハカ仕

東宮の御所範や名譽の儒者是より何と殊

多々也

春宮トウクラウハツ場ミコミヤノツボサ

勘解由使

徳國の参劔官を解らるりて率直に
んんん國司の善悪をわらわら

長官

三位以上可然人皆是は位を
人さく位さくも

次官

四位以下五位皆是は

判官

六位以下是は

鑄鐵司

昔後と務りて今ハ官ハ

兵庫寮

伐狄戎官の器を兵器と
あつたり

頭

五位五位是は位を戎官と
つたり

助

地下乃ち位位

禮記 卷之十一

諸國

禮記七道乃官也是也邦友と云ふ大國と國中
國小國あり禮記乃と云ふは受領と云ふ也國司の
事や當時乃守護人のありし處にハハケ年
なりし大國目といふ重任と云ふは○と云ふ字年
と云ふ又延任と云ふ任をのつる事事もありしれ
く國と云ふは賢者のありし處にハハケ年
年とのりしと云ふは是と云ふは一任と云ふは
是れと云ふ國もはさし賢名ありしと云ふは

禮記昔者一國の受領と云ふ人ありしと云ふは
一國の勤儉と云ふ文と云ふて年貢と云ふは
一國の抽省と云ふはありしと云ふは
かゝる任をなすはもとよりありし事なり
五畿内

山瀛

守

殿上地これ五位星は任と云ふ國中國下國より
て御乃是列ありしとも大抵ハ同也

禮記

地下の五位是より位を又春の除日の時春儀書
容事との意官より事より事より事より事より事
事や

女

地下の位是より位を是より位を是より位を是より位を
是より位を是より位を是より位を是より位を

位女 位女

大位

六位下品の是より位を

位大位 同上

位 位

位極 位

位極 位

位極 位

大位

七位乃者是より位を

位大位 位

位 位

位女 位

位女 位

望國之乃司何も同事也但權守并女らこ
國あり行ふは海討にたて大方諸國乃女權國よ
親王大臣之に年毎に給ふりたゆふまは
とつとつと徳國少く皆流りきり人給とく
下

大和 山城國よ行る 河内行る
和泉 權守再女ら 極國八回事
播磨 山城國よ行る

東海道

伊賀 權守再女ら
伊豫 山城國よ行る
志摩 守高橋氏六位是よ信と權守再女ら
尾張 冬河遠江相模駿河皆山城國よ行る
伊豆 權守再女ら
甲斐 山城國よ行る
武藏 同上相列武列之近江國東人々殊紙
多の國也
安房 權守再女ら
上総 比守とい大守と事親王とわふは信長

分りては徳人こそは侍も女もも
心也

下総 常陸 常陸 上総 皆同親王の侍官
也女を交領と申也

東山道

近江 美濃 山海國は侍り 形彈 檀守も女は
信濃 山海國も侍り

上野 親王は侍り侍り細目上総 下野

陸奥 同を八國東乃人々執り侍り國也

去野 同山城

陸奥出羽大國ありあり間世多國と侍り如故
と侍り

按察使

陸奥出羽と官領とら祿と大納言と侍人等
なり中右の國の成敗なり 陸奥の醫師
なり又侍り侍り侍り也

水陸道

若狭 檀守等

越前 加賀 能登 同若狭

越中 越後 佐渡 檀守等

山陰道

丹波 丹波 但馬 因幡 伯耆 備前 備中 備後 安藝 隱岐 指守 氏 一

山陽道

備前 備中 備後 安藝 因防 長門 指守 氏 一

南海道

紀伊 淡路 指守 氏 一

阿波 讚岐 伊豫 土佐 指守 氏 一

西海道

大宰府

鎮西九國乃宰府也

帥

親王是下位と長下と位と

指帥

大納言以下是下位と正帥の時ハ指帥不可也

大貳

衆議乃當官也位以下是下位也

大貳

五位乞下位也

指大貳 氏 一

少将

五位五位是下任を中將の位に

将監

六位六位是下任を

右曹

治男等是下任を他人を以て任する

右近衛府

大將

中將

少將

以下は下任の位を以て任する

左衛門府

是ト又城守護職や外衛と云ふ門弁を任する

圓と云ふ

督

大納言是下任を殊執事官也

左

四位六位是下任を

權佐

五位是下任を五位是人辨官と云ふ位に

三四位是より位を清門より下りて但解せらるる

佐

處この五位是より位を

權依 同上

尉

地下六位位を

右兵衛尉 同左

督

三四位是より位を

佐

控佐 皆元より下り
元馬寮

德國乃教の馬と云ふは所延喜式よのころも又
毎年此所馬教百七より及りて德國乃牧又その
教と云ふは所延喜式よのころも又
を傳せしより月々の所奉に教を委細に延喜
の元馬寮式よのころも

頭

五位五位是より位を武官より下りて殊人をとら
り

因亞支細柳營小陣といふ所よひ号あり

鎮守府

陸奥出羽乃官領とて所也

將軍

東國と志の陸奥出羽と後領とて所也

軍監

六位是よ位とて書とつて所也

施藥院

兼氏つて所也執柄の管領也之治國白屋
己後醫道名卷のそりて所也

使施

兼院乃くも一醫師の先達乃友也雅忠以
及丹家醫師相傳乃職也和氣とて例也
一とて不告のそりてあり

穀倉院

徳國乃來れそりて所也

別當

五位五位徳道の者是よ補とて所也大加記を
とてよ補と

檢非違使

使廳や下下の非違を糾断と

別當

大納言殊為量と云々御藏や白河院乃作
よ五ヶの徳ありその御任と云々御らぬ
と云々容儀や学 富貴徳代と云々

左佐

延尉佐と云々御らぬ御らぬ
て使乃宣旨と云々

右佐

右佐

左大尉

道志宿老の者は下任と

次尉

道志五位の位是下任と

右大尉

右大尉

次尉

次尉

勸学院

執柄乃管領や南曹と云々ハ文学寮北南よ

所也友成乃学生学同と云々ハ文学寮の御

別當

友成辨官は下任人云々補と南院と云

學子館院

乃乃人々殊若く或あつりつるこの例もわり
橘氏の後領乃きや是定とまきく大長は後領
きくゆやおほく紙柄乃後領なり梅文も橘氏
乃管領あつる後領一具の事也

將學院

是も源氏乃人々管領也

別當

源氏の大長大總言乞よ補と

淳和院 同上

別當

源氏第一乃人是よ補と源氏の長者とつ

内教坊

女乃舞人志は是也今も踏歌は舞女なりと
内教坊より春も如房乃舞樂と扱ひたり
也

別當

大納言以下可然人乞よ補と

殿上

内裏は若上乃五位六位の祿事なりとつふとられ

最上の及披官也

別當

上人長一乃... 是も補と... 規模
乃藏也

藏人云

二人あり最上と... 最上人の貴首
也重代乃人... 殊為量...
い... 羽林方... 辨方... 守... 守...
一... 一...

五位藏人云

三人あり是... 名家何と... 悉量...
よ... 補... 下の... 勢... 之... 織
り... 織... 用... 之...

六位藏人

名家儒... 名家... 補... 也
非藏人... 也

記録所

禁中... 法... 祈... 詔... 判... 勢... 之... 後
之... 院... 延... 久... 殊... 真... 日... 之... 下... の... 改... 之...
直... 終... 時... 也... 人... 之... 之... 之... 之... 之... 之...

と御辨あ人なり世務りたるもの意を
とあるの補せしむる也

文政

院の御治世乃時法人名所記を史記と
亦も御用閣以下法乃儒の以是用と
しむる補せしむる也

執柄家

亦も御事年禎御既文政御治世乃大略
院中よむる也

位階

官位相當ふのり亦乃官と位と申したるは又
相あるなり皆位はさう官もさう也

一品親王

御極乃極位也

二品

親王の位也一は二位と二品とさうは不可也

三品

四品

皆親王の御位階也人位よあり一は二位と二品
三品をさうは不可也

正一位

天下の位祿の清位也昔ハ執柄より皆正一位
と叙せし後かゝる中右の来る位位よとて
終る贈位の外ハ人位叙するものなり

從一位

攝政國の太政大臣左大臣是より叙とる例
乃例解遊也

正二位

從二位

正一位

從三位

正四位上

正とてく位乃の尊ありより外をくく叙とる
又辨官よりハ常此事也

正四位下

教正位下ハ軍皆乞ふ叙と

從四位上

從四位下 同前

正五位上

正五位乃の外より叙せと

正五位下

后上地下礼部皆是ノ叙也

后五位上

后五位下 皆同

后五位下とは叙爵第六位七位八位なりと云ひ
る事細志と云ふ及右位下位の位階を除く
乃中文官の叙をり人なり

女官内侍司

尚侍執柄乃女官と云ふは女侍更衣同様乃
事也と云ふは官小位より今下位なり

典侍

大中納言乃女侍是より位を紅白の織物乃持事也
と云ふ事也源氏乃相承りより位をり人なり
と云ふ事也乃上臈女房也

掌侍

乃后上人徳大士の女也是より位をり人なり
乃内侍と云ふ事なり

凡以記者後福光園院園白良基公自鹿苑
院殿依淨取法後記之畢然乃以中山大德
定親鄉本密之令書寫之

康正元年十二月廿二日

判

僧官任

僧正 准五位

法下 法勢 僧都 准四位 教上人

法眼 律師 准五位 凡僧 准六位

諸寺之綱及八幡社官僧綱准地下五位 諸

寺

法中 大和尚位 僧正 法眼 和尚位 十少僧都

法橋上人位 律師 傳燈 大法師位 威儀師 或凡僧

傳燈法師位 後藤師 傳燈 滿位 誦持位

傳燈 位位 准六位 傳燈 入位 准七位

定僧綱位階事貞觀六年二月十六日
 大改官府之法中大和尚位為僧正位法眼和
 尚位為僧部位法橋上人位為律師位者延喜
 之法洽錄於僧綱之時仍如准四位律師准五位洽之
 延曆十七年九月九日治部省解僧位与位
 位相當綱牒備僧位有五階入位位位滿
 位法師位大法師位即准此之僧當
 八位入位僧當七位位位僧當六位滿位僧
 當五位法師位當四位大法師當三位已上

僧正大正 僧部大正 律師大正 法下

法眼大正 法橋謂之僧綱

已講肉供 阿闍梨謂之有職

寺官上座 寺主 都維那謂之三綱

寺勢檢校 別當 座主 長者

長吏執行 勾當 專當 聖者

注記依寺不同

慶安二年 三條通菱屋町 林甚右衛門

